

保護者の皆さまへ

2018年度版

大学生協がおすすめする

学生賠償責任保険

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

大学生には大学生協の保険



他人に対する賠償責任について、国内・海外を問わず

1事故 **最高2億円**まで保障

示談交渉サービス付 (国内事故のみ)

名誉毀(き)損・プライバシー侵害を除く

日常生活、正課の講義・インターン
シップ中等における賠償事故

詳しくはウェブサイトもご覧ください！

スマートフォンではQR
コードをご利用ください



大学生協 保険

検索



SUPIC
SUPIC スピックは
大学生協保険の
マスコットです。

保障内容についてのお問い合わせは…

大学生協 共済・保険サポート
ダイヤル

0120-335-770

(お問い合わせ時間等は裏表紙をご覧ください)

全国大学生協共済生活協同組合連合会

保険料は卒業予定年まで一括払い

学生賠償責任保険

16H

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社（幹事）
共栄火災海上保険株式会社（非幹事）



学生賠償責任保険は、全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社を引受幹事保険会社として締結する団体契約です。

<p>日常生活 (正課の講義等を含む) における 賠償事故 国内・国外</p>	<p>他人に対する賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自転車で歩行者にぶつかりケガをさせた。 ○スキーで衝突して相手が骨折し、入院した。 (相手が20日間以上入院された場合には、別途、臨時費用保険金をお支払いします。) ○借用戸室で水もれを起こして、階下の人の家財に損害を与えた。 <p>他人から借用したものに対する賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターンシップ(就業体験)中、就業体験先から借りたパソコンを床に落として壊した。 	<p>示談交渉サービス付き (国内での賠償事故:下段参照)</p> <p>1事故</p> <p>最高 2億円まで</p> <p>正課の講義等で受託した情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。</p>
<p>正課の講義 等における 賠償事故 (人格権・侵害) 費用損害 国内・国外</p>	<p>他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する賠償責任</p> <p>医療関連実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療に要した費用(感染事故損害防止費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨床実習中に患者に使用した注射針を過って自分の手に刺して感染してしまい、他人への感染のおそれが発生したため、自身の感染の治療を行った。 	<p>年間 最高 500万円まで</p> <p>年間 最高 500万円まで</p>
<p>その他の保障</p>	<p>他人に対するお見舞い (被害者のケガの程度によります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サッカーの試合中、転倒時に相手の足を骨折させたため、見舞い時にお見舞品を渡した。 <p>ケガにより加入者本人が亡くなられた場合 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い</p>	<p>被害者1名につき 最高 50万円まで (1事故につき最高100万円まで)</p> <p>10万円</p>

示談交渉サービス付き
(日常生活における国内での賠償事故)

示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、被害者の同意を得て被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。(名誉毀(き)損、プライバシー侵害事故を除く)

利用者の声

※この学生賠償責任保険において、2016年4月1日～2017年3月31日に保険金を受けとられた方を対象に引受保険会社調べ

示談交渉サービスは、保険金を受けとられた方の約**60%**が利用しています。

自転車事故では約80%が利用しています。

事例1 自転車で走行中、大通りに面したスーパーからその通りを出ようとして一時停止していた自動車の側面に衝突してしまった

自分と相手との間に入り、話をすすめてくれた。保険会社等、事後処理を全て自分ですることには不安があったが、それら全てを代わりに行ってくれありがたかった。

事例2 自転車で走行中、左折しようとして自転車に乗ったおばあさんと出会い頭に接触。お互いの前輪が接触して、相手が転倒、ケガをしてしまった

不安でいっぱいだったが、安心できる喋り方でとてもほっとした。何から何までやって頂き、自分にはほとんど手がかかるものがなく、ありがたかった。

※示談交渉をお引き受けできない場合もありますので、パンフレットP8「その他ご注意いただきたいこと<示談交渉を行うことができない主な場合>」をご確認ください。

卒業予定年までの保険料 (2018年4月29日まで に払込んだ場合)

4月30日以降にご加入の場合の保険料はお問い合わせください。

卒業予定年	このような方	一括払い
1年間 (2019年卒業)	1年間のみ通学	1,780円
2年間 (2020年卒業)	短大生・院生・編入生	3,120円
3年間 (2021年卒業)	高校生、博士課程	4,470円
4年間 (2022年卒業)	学部生 (4年間)	5,800円
5年間 (2023年卒業)	高等専門学校生	7,150円
6年間 (2024年卒業)	医・歯・薬・獣医系の学生	8,070円

学生賠償責任保険については30%の団体割引が適用されます。保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果左記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。なお左記は、職種級別A・学生の場合の保険料です。(施設・生産物賠償責任保険を除きます。)

※学生賠償責任保険は、共済ではなく三井住友海上火災保険株式会社を引受幹事保険会社とする保険商品です。



ご注意ください!

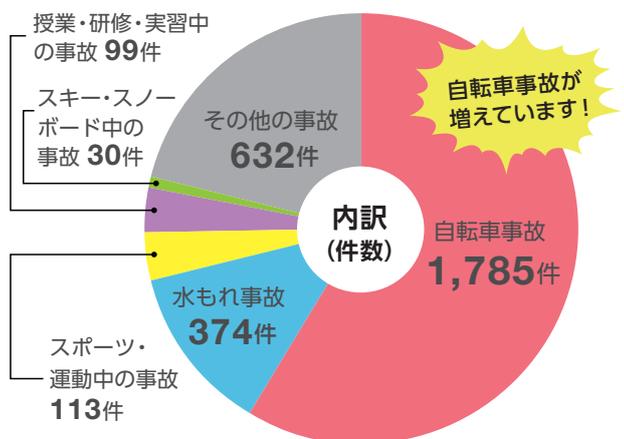
下記のような場合は保険金をお支払いできません。

- 自動車・バイク (原付を含む) による第三者への賠償責任
- スポーツ (通常のルールの範囲) における参加者間の賠償 (法律上の賠償責任自体が発生しない場合)
- 大学の管理責任下での賠償責任 (法律上、学生個人に責任がない場合) ……など

学生賠償責任保険保険金の支払実績

2016年度 (2016年4月~2017年3月)

合計件数 **3,033** 件 合計金額 約**7億3,634**万円



※学生本人の死亡、針刺し・ウイルス感染の支払件数、支払保険金は除いています。

学生賠償責任保険支払事例

こんな時に
お役に立ちます!

自転車事故

自転車走行中、右方向の死角から出てきた歩行者と接触しケガをさせた。

大学1年生 男性

支払保険金 **9,518,919**円

スポーツ事故

スノーボードで転倒した際に相手の足にぶつかりケガをさせた。

大学4年生 男性

支払保険金 **118,644**円

水もれ事故

自室の洗濯機のホースから水がもれ階下の他人宅に漏水した。

大学1年生 男性

支払保険金 **5,965,184**円

正課・講義中の事故

実験室で半導体レーザーを使用時、使用方法を誤り故障させた。

大学院1年生 男性

支払保険金 **2,999,160**円

本人の針刺し事故

病院内の研修で麻酔を患者にした際、注射器を戻すところを誤って手の親指に針を刺したため、検査を行った。

大学5年生 男性

支払保険金 **18,650**円

加入者が日常生活中にトラブルを抱えたときのために

※学生賠償責任保険にご加入いただいた方全員が、次のサービスをご利用いただけます。

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。学生・子ども総合保険*などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。※詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療

健康・医療相談
医療機関総合情報提供 等

介護

介護に関する情報提供
介護に関する悩み相談 等

暮らしの相談

暮らしのトラブル相談
暮らしの税務相談

情報提供・紹介サービス

子育て相談 (12才以下)
暮らしの情報提供 等

三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療・介護に関する情報をご提供します。

*サービス受付のご利用時間・電話番号 (通話料無料) は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事故が発生したときは

万一事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または三井住友海上までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。詳細はパンフレット P7 をご覧ください。



このパンフレットは、学生賠償責任保険の特徴を説明したものです。詳しくは、取扱代理店または三井住友海上にご照会ください。なお、ご加入の際は学生賠償責任保険の「重要事項説明書」を必ずご一読ください。

※印を付した用語については、P5の(※印の用語のご説明)をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

1 申込人・ご加入者(被保険者)となれる方

この制度で被保険者(保障の対象者)となれる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める学校(大学・専門学校等)の学生(入学等手続きを終え、組合員となられた方を含みます。)に限ります。

2 保険期間

新入学生の方が2018年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2018年4月1日午前0時からご卒業予定年(2019年、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年)の4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からご卒業予定日の後に到来する4月1日午後4時までとなります。

3 保障内容(ケガによる死亡)

◆保険金をお支払いする場合

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	死亡保険金額 ^(注)
傷害 保険金	死亡 保険金	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡保険金額 ^(注) の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。	10万円

(注)この死亡保険金には後遺障害保険金対象外特約がセットされるため後遺障害保険金はありません。死亡保険金額は正式には死亡・後遺障害保険金額といいますが、この保険では便宜的に死亡保険金額としています。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険金	死亡 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*]●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[*]によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見[*]のないもの ●入浴中の溺水[*](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかんときでも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎●別記の「保障対象外となる運動等」を行っている間のケガ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性中毒は、保障の対象にはなりません。</p>

4 保障内容(賠償事故の場合)

◆保険金をお支払いする場合

(1)日常生活(正課の講義等^(*)を含む)における賠償事故(以下の(2)の場合を除く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)セット	<p>次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物^(*)を壊したりしたこと。</p> <p>ア.住宅^(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>②受託品^(*)の損壊、紛失または盗取^(*)(住宅^(*)内保管中または本人によって一時的に住宅^(*)外で管理している間に限ります。)</p> <p>(*)情報機器等に記録された情報を含みます。</p> <p>(*)2本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(*)3「受託品」とは、本人が日本国内において他人から借りた、または預かった財物^(*)・レンタル用品等で、本人が管理するものをいいます。ただし、別記の「保障対象外となる主な『受託品』」を除きます。</p> <p>(*)4上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、受託品^(*)につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。</p> <p>(*)5本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、次のとおりです。</p> <p>ア.本人、イ.親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ.配偶者、エ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ.本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子</p>
日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)セット	<p>上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。</p> <p>①事故の直接の結果として死亡した場合</p> <p>②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院[*]した場合</p> <p>(注)被保険者の範囲は、次のとおりです。</p> <p>ア.本人、イ.親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ.配偶者、エ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ.本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子</p>

(2)正課の講義等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害(感染事故損害防止費用)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	<p>正課の講義等において次のいずれかに該当する不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合</p> <p>(a)不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損</p> <p>(b)口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害</p> <p>(注)被保険者(保険契約により保障を受けられる方)の範囲:ご加入者</p>
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	<p>正課の講義等における事故により、第三者の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合において、被保険者が感染事故損害防止費用(感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)を負担した場合</p> <p>(注)被保険者の範囲:ご加入者</p>

(★)正課の講義等の範囲：●正課の講義／大学等(*)が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。(臨床実習、看護実習等の医療関連実習も含まれます。)
●学校行事／大学等(*)が教育活動の一環として主催する行事をいいます。(正課の講義以外の大学が主催する行事を含みます。)
●教育実習／教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習をいいます。
●特例実習／小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第2条に定める、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をいいます。
●インターンシップ／加入者(被保険者)が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいいます。(アルバイトは含みません。)
●ボランティア活動／正課の講義または学校行事に準じるボランティア活動をいいます。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。

(*)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

◆保険金のお支払額

保険金の種類	保険金のお支払額
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)セット	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(*)等をお支払いたします。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、500万円が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4)保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)セット	被保険者が臨時に必要とする費用をお支払いたします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 上記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度 上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度 (注2)保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(*)等をお支払いたします。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)保険金のお支払額は、各保険年度(保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年ごとのことをいいます。)につき、500万円が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	被保険者が負担した感染事故損害防止費用(感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)をお支払いたします。 (注1)保険金のお支払額は、各保険年度(保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年ごとのことをいいます。)につき、500万円が限度となります。 (注2)損害防止費用の支払額の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。

(注)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)セット	●保険契約者または被保険者の故意による損害●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任●他人から借りたり預かったりした物を壊したことに起因する損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」の②による損害賠償責任には適用しません。) ●心神喪失に起因する損害賠償責任●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による受託品の損害●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による受託品の損害●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による受託品の損害●受託品に生じた自然発火または自然爆発●偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害●自然消耗、性質による蒸れ・腐敗・さびかび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による受託品の損害●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹(ひょう)による損壊による受託品の損害●引き渡し後に発見された受託品の損壊による損害賠償責任●受託品を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等)●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任●戦争、その他の変乱*、暴動による損害●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任●別記の「保障対象外となる主な「受託品」」の損害など
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任●被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任●被保険者の使用人が、被保険者の業務に遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任●地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラントリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。))の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。) ●被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任●被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●最初の不当行為が保険期間開始前になれ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任●次のいずれかに該当する感染事故損害防止費用を負担することによって被る損害◇保険期間開始前に感染していた感染症に起因して発生した費用◇正課の講義等における医療関連実習以外に起因して発生した費用など
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◎保障対象外となる運動等…山岳登山(*)1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*)2)操縦(*)3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*)4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

◎保障対象外となる主な「受託品」…通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、自転車・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話(PHSを含みます。)、等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯型電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯型音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯型録音機器およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「保障対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物など

(注) 正課の講義等において、その目的にしたがって使用している自動車(被牽(けん)引車を含みます。また、道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものおよび農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車に限ります。)、原動機付自転車(道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものに限ります。)、自転車、ラジコン模型、携帯電話(PHSを含みます。)、等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、山岳登山(※1)を行っている間のその運動等のための用具は保障されます。

(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(※2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(※3) 職務として操縦する場合を除きます。

(※4) モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

5 保障内容 (見舞費用)

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害見舞費用 保険金 ★傷害見舞 費用補償 特約	<p>保険期間中の被保険者の行為による偶然な事故により他人が被ったケガ*について、損害賠償金を支払うことなく、慣習として弔慰金や入院見舞金等を支払われた場合および見舞品を購入された場合</p> <p>(注1) 引受保険会社の同意を得て支払われた費用に限ります。</p> <p>(注2) 被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア.およびウ.からオ.までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族)に限ります。)を被保険者とし、</p> <p>ア.本人、イ.親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ.配偶者、エ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の未婚の子</p>	<p>被害者1名につき次の金額を限度として、実際に負担された額をお支払いします。ただし、1回の事故について、100万円がお支払いの限度となります。</p> <p>①被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 50万円(※1)</p> <p>②被害者に事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合 50万円の100%~4%(傷害保険金の後遺障害等級表に応じた割合)</p> <p>③被害者が事故によるケガ*の治療*のため入院*した場合 ア.入院期間31日以上の場合 100,000円 イ.入院期間15日以上30日以内の場合 50,000円 ウ.入院期間8日以上14日以内の場合 30,000円 エ.入院期間7日以内の場合 15,000円</p> <p>④被害者が事故によるケガの治療のため通院*した場合(※2) ア.通院日数31日以上の場合 50,000円 イ.通院日数15日以上30日以内の場合 30,000円 ウ.通院日数8日以上14日以内の場合 20,000円 エ.通院日数7日以内の場合 10,000円</p> <p>(※1) 既にお支払いした後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。</p> <p>(※2) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。</p> <p>(注) 保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあると保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>

●被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約)がセットされているため、傷害見舞費用補償特約における被保険者の範囲は、本人ならびに本人の親権者およびその他の法定の監督義務者となります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害見舞費用 保険金 ★傷害見舞 費用補償 特約	<p>●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による費用●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打によるケガ●被保険者の職務遂行に起因するケガ●被保険者と同居する親族*が被ったケガ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務中に被ったケガ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因するケガ●戦争、その他の変乱*、暴動による費用(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性による費用●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの●入浴中の溺水*(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガによって生じた場合を除きます。)</p> <p>●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 など</p>

〈※印の用語のご説明〉

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。●「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(※) いずれもそのための練習を含みます。●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状*を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒(※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨)をいいます。以下同様とします。または脊柱・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等の固定具を装着した場合に限ります。・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることです。●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。●「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象をいいます。●「治療」とは、医師*が必要であること認め、医師が行う治療をいいます。●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。

(特約について)

○天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、傷害保険金をお支払いします。○すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

・学生賠償責任保険の「制度のあらまし」「重要事項説明書」にある「保障」は、約款上の表記は「補償」です。このパンフレットでは便宜上「保障」としています。

重要事項のご説明

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。●申込人と被保険者（保障の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約（特別約款）を含みます。以下同様とします。）等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【契約概要のご説明】

1 商品の仕組みおよび引受条件等

●この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「大学生協共済連」）が保険契約者となる団体契約です。

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（保障の対象者）が事故によるケガで亡くなった場合や被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者としてご加入いただける方	全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める次の学校の学生（入学等手続きを終え、組合員となられた方を含みます。）に限ります。（*）
対象となる学校教育法に定める学校	①大学②大学院③短期大学④高等学校⑤高等専門学校⑥特別支援学校の高等部⑦専修学校（専門課程、高等課程、一般課程）⑧各種学校ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。
被保険者の範囲	下記以外 加入申込書の被保険者氏名の欄に記載の方(本人)
	①本人、②親権者およびその他の法定の監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子 (注)同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(*)1.各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
2.入学手続きを終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。

(2) 保障内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりで。詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
パンフレットをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1～6年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、【注意喚起情報のご説明】の「2.(2)ご加入後における注意事項（通知義務等）」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。
- ご加入いただく保険金額（支払限度額を含みます。以下同様とします。）につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット等の保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者（保障の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット等にてご確認ください。

3 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。保険料の払込方法はご加入と同時に、全額を払い込む一時払いとなります。保険料払込方法は、お手続きをされる生協所定の方法によりお支払いください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。【注意喚起情報のご説明】の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

【注意喚起情報のご説明】

1 ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込書の記入上の注意事項）

被保険者（保障の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込書に記載された内容のうち、★印などの印がついている項目が告知事項です（告知事項の項目は加入申込書でご確認ください。）。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記入内容を必ずご確認ください。
次の事項について十分ご注意ください。

- ①被保険者の「職業・職務」 ②他の保険契約等(*)に関する情報
(*)同種の危険を保障する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等を含み、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
①職業・職務を変更した場合 ②新たに職業に就いた場合 ③職業をやめた場合
また、①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>	下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>	農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者（助手含む）、建設作業、木・竹・草・つる製品製造作業および以下の「特別危険な職業」（これらと同程度またはそれ以上の危険な職業を含みます。） オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 等

(3) その他の注意事項

■同種の危険を保障する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、取扱代理店までご連絡ください。なお、施設・生産物賠償責任保険については、金額の多少を問わずご連絡ください。

(*)「同種の危険を保障する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等を含み、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約等に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。また、下記に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

●学校の種類の変更

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求められます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■保障重複

次表の特約などのご加入にあたっては、保障内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも保障されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金を支払わない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の可否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)
(注1)契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が保障の対象外となったときなどは、保障がなくなる場合があります。ご注意ください。
<保障が重複する可能性のある主な特約等>

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保険契約の例
学生・子ども総合保険 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3 保障の開始時期

新入学生の方が2018年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2018年4月1日午前0時から、また中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からとなります。保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1)保険金をお支払いしない主な場合
パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2)重大事由による解除
次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6 失効について(学生・子ども総合保険のみ)

ご加入後に、被保険者(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。
(*)傷害条項における被保険者をいいます。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申し出ください。
・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり保障されます。
- <保険期間が1年以内の場合>(学生・子ども総合保険のみ)
保険金、解約返れい金等は80%まで保障されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%保障されます。
- <保険期間が1年超の場合>(学生・子ども総合保険のみ)
保険金、解約返れい金等は90%まで保障されます。ただし、保険期間が5年を超える場合で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より保障割合が引き下がる場合があります。なお、破綻前に発生した事故による保険金は100%保障されます。
- <施設・生産物賠償責任保険>
保険金や解約返れい金は80%まで保障されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%保障されます。

9 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、この保険契約に関する個人情報を全国大学生協共済生活協同組合連合会およびその会員である大学生協に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)または共栄火災ホームページ(<http://www.kyoeikasai.co.jp/>)をご覧ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客様デスク」
0120-632-277(無料)
受付時間 平日▶9:00~20:00 土日・祝日▶9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)(海外からはご利用いただけません。)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808(ナビダイヤル(有料))
受付時間 平日▶9:15~17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

その他ご注意ください

- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- <保険金支払いの履行期>
- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)1をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)2を終えて保険金をお支払いします。(*3)
- (*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約等に定める日数までに保険金をお

支払います。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

○引受保険会社所定の保険金請求書○引受保険会社所定の同意書○事故原因・損害状況に関する資料(住民票、健康保険証(写)等)○引受保険会社所定の診断書○診療状況申告書○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書○死亡診断書○他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<共同保険のご説明>

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

共栄火災海上保険株式会社

<代理請求人について>(学生・子ども総合保険のみ)

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。(学生・子ども総合保険のみ)損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●ご加入いただいた後にお届けする学生賠償責任保険加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を保障する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>(学生・子ども総合保険のみ)

日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故(受託品の破損、紛失または盗取を除きます。)について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故(受託品の破損、紛失または盗取を除きます。)で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合○施設所有(管理者)・生産物賠償責任保険の対象となる賠償事故の場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) ・保険金額(ご契約金額) ・保険期間(保険のご契約期間) ・保険料 ・保険料払込方法

2. 加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよく確認いただき、加入申込書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入申込書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

・加入申込書の「職業・職務」欄(「職種・級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認ください。

・加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

*ご加入いただく保険商品の加入申込書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

学生賠償責任保険：Q & A

Q この保険はどんな保険ですか？

A 日常生活だけでなく、正課の講義、学校行事、教育実習、特例実習、インターンシップ(就業等体験)、正課の講義・学校行事に準じるボランティア活動などを行っている間に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負われた場合に、その賠償金等を保障する保険です。また、加入者本人のケガによる死亡の保障等もついています。

Q 臨床実習中、誤って、自分に感染事故を発生させてしまった場合(患者に使用した針を刺してしまった場合など)はどうなりますか。

A 自らの事故により感染した場合には、他人への感染を予防する為の応急措置費用や治療に要する費用の実費を保険金としてお支払いします。

Q 保険期間を教えてください

A 新入学生の方が2018年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2018年4月1日午前0時からご卒業予定年(2019年、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年)の4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からご卒業予定日の後に到来する4月1日午後4時までとなります。

Q この制度で保障の対象となれる方は？

A 被保険者(保障の対象者)となれる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において、満23歳未満であるか、学校教育法に定める学校(大学・専門学校等)の学生・生徒の方(入学手続きを終え、組合員となられた方を含みます。)です。

Q 学生総合共済と学生賠償責任保険はどう違うのですか？

A 学生総合共済(生命共済)は学生どうしの「たすけあい」制度として主に自分の「病気・ケガ」を保障する共済です。一方、学生賠償責任保険は、主に「他人に対する賠償責任」を保障する保険です。いっしょに加入されることをおすすめします。

Q 正課の講義・行事・実習等において他人から借りたり、預かったりしている財物を壊したり、汚したりしたときに、保障される場合の具体例を教えてください。

A

- インターンシップ体験中、体験先の会社で使っていた会社備品を壊してしまった。
- 教育実習先の小学校で使っていた機材を壊してしまった。
- 授業中、大学のパソコンにコーヒーをこぼして壊してしまった。

などです。



加入手続きについてのお問い合わせは

加入資格や加入プランなどの
手続きに関することは
各大学生協の窓口まで

生協 生命共済 火災共済 学賠保険 扶保保険

【学生総合共済 取り扱い生協一覧】
<http://kyosai.univcoop.or.jp/faq/list.html>



保障内容についてのお問い合わせは

大学生協の共済・保険へのご加入を検討し、保障内容について詳しくお知りになりたい方はこちらまで

大学生協 共済・保険サポートダイヤル ☎0120-335-770

☎おかけいただくと音声ガイダンスが流れます。音声ガイダンスに従い番号を押してください。
(音声ガイダンスの途中でも番号を押すことができます。)

生命共済 火災共済 学賠保険 扶保保険

受付時間 【平日】9:40～17:30 【土曜】9:40～13:00 【日祝および12/28～1/4】休業

全国大学生協共済生活協同組合連合会のホームページ内「よくいただくご質問」もあわせてご覧ください。 <http://kyosai.univcoop.or.jp/>



2/10(土)～4/16(月)は受付時間を延長します。
また、日曜・祝日も受付します。

受付時間 【平日】 9:00～19:00
【土日祝】 9:00～17:00

取扱代理店 **株式会社 大学生協保険サービス**
営業時間/平日(月～金曜日)10:00～17:00
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社(幹事)**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1